

育児中の方、障害をお持ちの方等でハローワークへの来所が難しい求職者の皆さんへ

# オンラインによる失業認定が受けられます

雇用保険による基本手当の受給は、4週間に一度の認定日にハローワークにお越しいただき、失業の認定を受けることが必要です。ハローワークでは、育児中の方など条件（※1）を満たす方のうち希望する方（※2）に、ご自宅からのオンラインによる失業認定を実施します。

※1 概ね小学3年生までの子を育児中の方、障害をお持ちの方で、適切にシステムを操作してオンライン失業認定を受けることが可能と認められること

※2 オンラインによる失業認定は、ご自身で通信環境を備えていること、システムの操作方法に関する動画や操作マニュアル等をご自身で確認して適切に操作すること等が必要となります。

詳細は、裏面「オンライン失業認定チェックリスト」をご確認ください。

## オンライン・ハローワークシステムへの利用者登録

オンラインによる失業認定を受けるためには「オンライン・ハローワークシステム」から「利用者登録」が必要です。アクセスや操作マニュアルはこちらからご覧ください。

オンライン・  
ハローワークシステム

システム操作の流れ（動画）



操作マニュアル

共通操作

失業認定-面談あり



## オンライン失業認定の流れ

タイミング

内容

操作マニュアル参照先

雇用保険説明会の開庁  
日で前々日まで

利用者登録をする

共通操作 1.3

雇用保険説明会まで

「受給資格者証請求」をする

失業認定-面談あり 1.1

認定日ごとに以下を繰り返します

雇用保険説明会（2回目  
以降は次回認定日の開庁  
日前々日まで）

面談予約をする

失業認定-面談あり 3.1

認定日当日（面談開始  
予定の30分前まで）

「失業認定申告書（面談あり）」を本申請する

失業認定-面談あり 5.1

認定日当日

面談予約内容からZoomを起動する

共通操作 1.7

認定日以降

Zoomを利用して面談を実施する

共通操作 1.8

受給資格者証を取得する

失業認定-面談あり 5.5

※ タイミングなどについては、ハローワークから個別に指示する場合があります。

※ 「前々日」等は、全てハローワークの開庁日での表示になります。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL071201保01 岩手

## オンライン失業認定チェックリスト ※ご利用には以下の全ての項目に同意する必要があります。

□ オンライン面談にかかる費用（電気代や通信費等）は求職者のご負担となります。

□ ご利用のスマートフォン等の端末の推奨環境を満たす必要があります。

推奨・動作環境		
OS	Android5.0以降、iOS11.0以降	推奨
ブラウザ	Google Chrome、Safari	推奨
	Firefox68	動作可能

- オンライン・ハローワークシステム（以下「システム」といいます。）からのメールを受信できるようにしてください。ドメイン指定をされている方は、「@online-hellowork.mhlw.go.jp」から受信できるように変更してください。
- システムの利用に当たっては、あらかじめ利用規約への同意が必要になります。利用規約への同意はシステムの操作の中で行います。
- **システムの操作に当たっては、動画と操作マニュアルをご覧ください。**また、操作方法に関するご不明点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。ハローワークへの直接のご連絡は来所者の皆さまへの対応を優先するためご遠慮いただきますようお願いします。
- **雇用保険説明会の開庁日で2日前まで**にオンライン・ハローワークシステムの「利用者登録」及び「受給資格者証請求」を完了させてください。その後、雇用保険説明会前までに受給資格者証を送付しますので、スマートフォン等の端末へ保存しておいてください。
- **雇用保険説明会にはオンライン面談で利用するスマートフォン等の端末を持参してください。**スマートフォン等から閲覧いただく受給資格者証の内容について説明をするとともに、初回のオンライン面談の予約についてご案内します。
- オンライン面談は、来所による失業認定と同様、混雑状況等により待ち時間が発生する場合があります。
- オンライン面談開始30分前までに失業認定申告書の電子申請が完了しなかった場合、通信障害等でオンライン面談ができない場合、認定日変更が必要な場合は、通常の来所による失業認定となります。
- 2回目以降の失業認定日の面談予約は、**次回認定日の開庁日で2日前まで**に行ってください。面談予約は指定された日時で予約してください。指定した日時で予約していない場合は「不受理」メールが届きますので再度面談のご予約をしてください。
- そのほか各期限までに必要なシステムの操作ができなかった場合など適切にオンラインによる失業認定を受けるために支障がある場合、来所による通常の失業認定を指示することができます。来所による通常の失業認定を受ける場合は、受給資格者証が確認できるスマートフォン等の端末、マイナンバーカード等の本人確認書類持参してください。
- 転居して管轄ハローワークに変更がある場合、転居前の管轄ハローワークで保管している受給資格者証をお渡ししますので、転居前の来所をお願いします。来所が困難である場合、その旨を転居前のハローワークにご連絡ください。

お困りごとや不明点はお問い合わせください

**ヘルプデスク 0570-028-609**

受付可能時間：平日8:00～18:00 ※年末年始（12/29～1/3）は受付可能時間より除く